

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年7月12日(水)	最高裁判所厚生室2 (参集及びWEB会議)
委員	委員長 角田 誠 (東京都立大学大学院環境科学研究科建築学域教授)	
	委員 金子 裕子 (公認会計士)	
	委員 都筑 満雄 (明治大学法学部教授)	
審議対象期間	令和4年10月1日から令和5年3月31日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	2件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	3件
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(裁判所における契約の状況について)</p> <p>令和4年度下半期に入札を実施した工事の裁判所別の契約締結率、初度入札及び再度入札別の結果、不調案件、入札参加者数の平均値等について報告</p> <p>・入札の結果についての一覧表のうち、秋田地家裁能代支部庁舎改修工事(再度)について競争参加者以外の者と随意契約を行った案件との記載があるが、こういったケースは多く見受けられるのか。</p> <p>・競争参加者以外の第三者と随意契約することに関し、それ自体は、法令上問題ないことは理解したが、どのような経緯だったのかを含めて記録に残っているか。</p> <p>・委員の指摘を踏まえ、事務局においては、こういった経緯でこの業者が選ばれたのかということ、詳細に報告されたい。</p> <p>・建築関係の資材高騰の中、例年に比べて、低入札価格調査の実施割合が高かったという点について、原因分析等の実施を行い、次回にその結果の報告をお願いしたい。</p> <p>(抽出案件について)</p> <p>1 大阪地家裁岸和田支部庁舎電気設備改修工事</p> <p>本件は、今期の工事の入札案件の中で、落札率が最も低い案件である。</p> <p>1回目の入札で4者から入札がされたが、最低価格であった者の入札金額が調査基準価格を下回り、予定価格とは約49%の乖離があったため、低入札価格調査を行ったところ、調査対象者の契約の履行に問題はない</p>	<p>・こういったケースは、事務局で把握している限り、あまり多くないケースであるとの認識である。</p> <p>なお、発注者の仙台高裁からは、会計法令上、認められている手続であり、このことを確認した上で、契約を行っている旨を聴取している。</p> <p>・発注者としてもイレギュラーな案件であるため、必要な記録を残した上で手続きを進めているものと考えられる。</p> <p>・承知した。経緯の詳細等について発注担当者等に聴取するなどして、後日、報告書の形で各委員にご報告させていただきたい。</p> <p>・承知した。低入札価格調査の実施に関し、令和5年度上半期の状況を踏まえ、次回の委員会にて報告を行いたい。</p>

意見・質問	回答
<p>ものと判断し、同社と契約を締結した案件。</p> <p>・低入札価格調査の中で、調査した事項のうち、「工事施工場所から近距離に自社事務所等があり、交通費等の削減が認められる。」「長年の取引実績のある協力業者から購入を予定している」などの項目に関しては、どんな目安をもって判断しているか。</p> <p>・予定価格の相当性の説明について「誰が算定しても予定価格には大きな乖離は生じない」と説明しているが、現に受注者は低価格での入札をしているところ、このあたりは矛盾しないのか。</p> <p>・説明のうち「大きな乖離は生じない」との表現であると、誤った前提に導く表現になってしまうと思われるので、注意されたい。</p> <p>・これまでの委員会における低入札価格調査の傾向は、機材の割合が大きい案件がこれに該当しやすいと考えているが、本件の入札価格は照明器具が安い・交通費の削減の2点がポイントであったようであるが、どちらの比率が高くて低入札価格調査の実施となったのかを確認したい。</p>	<p>・例えば、近くに倉庫があればその運搬経費が削減されることや、長年の取引があって、支払いも確実ということであれば、値引きをしてももらえるといった点などが、低入札の理由として成り立つため、このあたりを詳しく聴取し、安く入札できた理由の裏付けになるかについてヒアリングしている。</p> <p>・基本的に予定価格は国の基準により算出しているため、この点において大きな乖離は生じにくいとの意味合いである。 また、実勢価格との差に関しては、業者の出す見積りもどこまでが確実な数字であるのかを見極めるのは困難であるため、どうしてもこういった差が生じることはやむを得ないと考える。</p> <p>・了解した。</p> <p>・本件の予定価格の内訳は、照明器具の購入費用が高い割合を占める案件となっている。このため、この器具の仕入れが安くできることによって、低入札価格調査を実施することになったものと考えている。</p>
<p>2 津地家簡裁庁舎新営建築工事設計変更</p> <p>本件は、随意契約による設計変更契約であるが、今期の工事の随意契約のうち、最も契約金額が高いものである。</p> <p>本件は設計変更として、契約後の設計の見直し、現場調整及び原庁要望対応に伴い、主にB館地下部分解体の追加、地盤調査の追加、ガラスパーテーションの追加等の発注を行った案件。</p>	

意見・質問	回答
<p>・本件の追加の工事の原因のうち、現地裁判所の要望への対応とあるが、工事の内容が決まった後に、やっぱりこうしてほしい、というようなやり取りがあるのか。</p> <p>こういった作っている途中で変更をするようなものは多く生じるものか。これに対してはどのような手続・対応をしているのか。</p> <p>・追加工事に関して、B館地下部分解体の追加といったものは、当初からある程度想定できていたものではないか。このあたりの設計変更にはどういった事情があるか。</p> <p>・例えば、内装工事などで、設計を急に变える場合、一般にはコストがアップすると思うが、この変更をあらかじめ織り込んでおくことはできないのか。</p> <p>もちろん、全てを見通すことは難しいと思うが、なるべく追加工事が発生しないよう、計画することが効率的であるとの認識でよいか。</p> <p>・予算事情に関して、1つの工事を分割し、契約時期をずらすような形で、工事費の上昇などの状況の変化に対応できるような発注方法や契約方法はあるのか。</p> <p>・予算事情もあり、工事の発注は難しい面もあると思うが、国民の目線・受注者側の負担も考えると、早期に発注の内容を確定させるなど、可能な限り設計変更を生じないような工夫を検討されたい。</p>	<p>・庁舎の新営にあたっては、設計にも2年以上かけて行うなどしており、どうしても時間差が生じ、実現までの過程で調整を要することがある。例えばレイアウトの変更など、時代の変化に応じて対応が必要になるようなものもあり、一定程度やむを得ないものもあると考えている。</p> <p>なお、庁舎新営時にはこういった要望が一定数上がってくるものの、無制限ではなく、真に必要なものに絞って変更等の対応を行っているところである。</p> <p>・この新営工事では建築工事のほか、電気設備、機械設備、エレベーター設備工事の発注を行っているが、これらを一定の予算内に収めて発注を行う必要がある。</p> <p>契約後、予算の計算を行いながら必要な追加工事の発注を行う中で、ご指摘のように当初より想定されていた工事を含む発注を行い、変更契約を行ったケースとなる。</p> <p>・仮に設計変更を見込んで内装工事を別発注にしておいたとすると、共通費の面なども含め、初めから発注しておくよりもコストが上昇するものと思われる。</p> <p>このため、可能な限り、追加工事が発生しないように発注することが大事であるとの認識である。</p> <p>・国土交通省においては、同一箇所の工事を1期工事・2期工事と分ける形(前工事・後工事)で発注する方式があるということは把握しているが、現時点では、同様の方式は裁判所では採用していないところである。</p> <p>・了解した。</p>

意見・質問	回答
<p>・他の省庁の工夫例や発注方法の情報収集を行うなど、意見交換や情報交換も含めて、この建設業界の重要な環境変化に対応していただきたい。</p> <p>3 広島家裁庁舎建具等改修工事</p> <p>1 回目の入札において3者の入札がなされ、3者ともに入札価格が調査基準価格を下回っていた。低入札価格調査の結果、第1順位の者は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたため、契約審査委員による審査を踏まえ、同者を落札者とせず、第2順位の者と契約を締結した案件。</p> <p>・今回の契約相手となった次順位の業者に対しても低入札価格調査を実施し、その結果についても、問題はなかったということでしょうか。</p> <p>・この除外となった業者との契約実績はあるのか。</p> <p>・抽出案件1の際に、予定価格は誰が算出しても同一になるとの話であったが、本件も同様の算出方法となる案件か。 そうだとすると、業者の社内での共通費の算出プロセスが不十分な業者であったと言えるか。</p> <p>・今後、人手不足を理由にこういった案件が増えてくるのが考えられるので、発注者としては十分に注意されたい。</p> <p>・以上、3件の審議案件について、入札契約手続が適正に行われていると思料する。</p>	<p>・了解した。</p> <p>・ご指摘のとおり、次順位の業者についても低入札に該当しているため、調査を実施しており、その結果、共通費の不足等はなく、問題ないことを確認している。</p> <p>・除外となった業者は、過去に当庁との契約実績のある業者であったため、今回の共通費の計上不足には、少々驚いている。</p> <p>・そのとおり、同様の算出方法である。 なお、ヒアリングで共通費算出のプロセスの詳細までは聴取していないが、ヒアリングの様子では、計上不足の認識も薄かったため、本件の原因は、担当者間の連携不足など、組織上の問題も推察されるところである。</p> <p>・了解した。</p>